

## 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (障害者差別解消法)が4月から施行されています

障がいのある人もない人も、ともに住みやすい社会が求められています。

この社会づくりには、障がいにもとづく差別を禁止して、平等な機会や扱い(待遇)を保証する法律が必要であるとして、2013(平成25)年6月にこの法律が成立し、本年、2016(平成28)年4月に施行されました。

### ○どんな法律?

障がい者を優遇したり、新しい権利をつくったりするものではありません。憲法や人権条約で保証されている権利を、障がい者にも同じように保証するための法律です。この法律で、

- ①障がいを理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけない。
- ②社会的障壁をとりのぞくための合理的な配慮をする。
- ③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならない。

### ○この法律の目的は?

障がいがあってもなくても

誰もがわけへだてなく、お互いを尊重して暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。

障害者差別解消法では、役所や会社・店において「**不当な差別的取り扱い**」「**合理的配慮の不提供**」を禁止しています。

「不当な差別的取り扱い」の具体例を示すと、

- 例1 それまで利用していたカフェが、その人に精神障がいがあるとわかったとたん、店の利用を拒否する。
- 例2 聴覚障がいのある人が、ひとりで病院を受診したところ「筆談のための時間が取れない」との理由で受診を拒否される。
- 例3 盲導犬をつれた人が「動物は店に入れることはできません」と入店を拒否される。

また、「合理的配慮」とは、障がいのある人とならない人にかかわらず、平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別・年齢などを考慮した変更や調整・サービスを提供することです。

合理的配慮については、「時間や順番、ルールなどを変える」「設備や施設などの形を変える」「補助器具やサービスを提供する」ことなどがあげられますが、会社や店などについて現在は努力義務としています。

誰もが「差別はいけないこと」は知っています。しかし、残念なことに何げない行動が差別につながるということが起きています。差別をなくすためには、「どのような行為が差別につながるのか」「何が差別なのか」をきちんと判断できる知識と人権感覚を身につけることが重要です。

参考・引用  
日本障害者フォーラム発行、パンフレットより

市人権推進課(教育庁舎1階)

TEL 32・2122

FAX 33・3525

Mail: jinkensuisin@city.komatsushima.tokushima.jp

## 市民文芸 花みずき歌壇 (319) 松並敦子・選

山茶花の咲く花散る花つばみ花人生に似て散りし花寄す

赤石町 田原トシ子

《評》今を盛りと咲いている花もあれば、まだ蕾の花もある山茶花。その樹下にはいのちを終えた花が赤く散り敷いている。そんな風景を人の一生に例えてリズムよく詠み、誰をも納得させる巧みな歌である。特に結句の「散りし花寄す」には命を終えた花への供養の気持と受け止めることが出来る。

母の住む国への道程測り得ずはかり得ぬゆえ見上げいる空

田浦町 西 照子

はるばると帰りゆく子に手を振りし発車間近の窓越しにわれ

江田町 深田 伴子

家族の愛に支えられてこそ今日がある米寿の坂にたどり着きたり

榑瀨町 松下 玉枝

初詣でも十日えびすも子等に添い歩ける幸せありがたきかな

横須町 三宅 敏恵

北浜に新居を建ててほぼ六十年 喜びかなしみの半世紀なり

小松島町 川人 豊子

今年こそ当ててみせます宝くじ何時も夢見て五十と数年

中田町 倉橋 正則

明後日は近所の老友みな揃うお宮の会場で食べて歌って

坂野町 橋本千代乃

運悪きことの続きし昼休み琥珀まなこの猫とじゃれあう

立江町 品岡 和美

われのみの静けさ欲しいわれのみの部屋で夜更けに酒汲むような

ひのみね総合療育センター 関 政明